

改正後	改正前
<p data-bbox="138 114 1052 150">建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定取り扱い基準</p> <p data-bbox="734 213 1102 293">平成 30 年 10 月 19 日制定 令和 5 年 12 月 13 日改正</p> <p data-bbox="89 357 1102 485">建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定の取り扱いについて、下記のとおり定めるものとする。</p> <p data-bbox="94 549 407 580">1 認定基準について</p> <p data-bbox="107 596 1102 868">【基準 1】敷地が、農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員 4 メートル以上のものに限る）に 2 メートル以上接する場合（※ただし、延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が <u>500 m<sup>2</sup>以内、かつ、法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途以外の用途のもの（その用途又は規模の特殊性により法第 43 条第 3 項の条例で制限が付加されているものを除く）</u>に限る。）</p> <p data-bbox="116 884 1102 1442">① 農道その他これに類する公共の用に供する道は、農道、林道、河川及び港湾管理道路等で公的機関が管理している道であること。 ② 当該道の通行上の使用について、管理者（公的機関）との協議が終わっていること。 ③ 当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること。 ④ 当該道を建築基準法の道路と見なしたとき、建築基準法の規定を満たす建築物であること。 ⑤ 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。）第 10 条の 3 第 3 項に定める建築物 <u>（その用途又は規模の特殊性により法第 43 条第 3 項の条例で制限が付加されているものを除く。）</u> の用途及び規模に関する基準を満たすこと。（延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その</p>	<p data-bbox="1178 114 2092 150">建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定取り扱い基準</p> <p data-bbox="1774 213 2141 245">平成 30 年 10 月 19 日制定</p> <p data-bbox="1128 357 2145 485">建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定の取り扱いについて、下記のとおり定めるものとする。</p> <p data-bbox="1133 549 1447 580">1 認定基準について</p> <p data-bbox="1146 596 2141 820">【基準 1】敷地が、農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員 4 メートル以上のものに限る）に 2 メートル以上接する場合（※ただし、延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が <u>200 m<sup>2</sup>以内、かつ、一戸建ての住宅のもの</u>に限る。）</p> <p data-bbox="1155 884 2141 1442">① 農道その他これに類する公共の用に供する道は、農道、林道、河川及び港湾管理道路等で公的機関が管理している道であること。 ② 当該道の通行上の使用について、管理者（公的機関）との協議が終わっていること。 ③ 当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること。 ④ 当該道を建築基準法の道路と見なしたとき、建築基準法の規定を満たす建築物であること。 ⑤ 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。）第 10 条の 3 第 3 項に定める建築物 _____ の用途及び規模に関する基準を満たすこと。（延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その</p>

改正後	改正前
<p>延べ面積の合計)が <u>500 平方メートル以内の法別表第一 (い) 欄 (一) 項に掲げる用途以外の用途のもの</u> であること。)</p> <p>【基準 2】敷地が、建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。) 第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合する道 (幅員 4 メートル以上のものに限る) に 2 メートル以上接する場合 (※ただし、延べ面積 (同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計) が <u>500 m<sup>2</sup>以内、かつ、用途が一戸建ての住宅、長屋又は法別表第二 (い) 項第二号に掲げる用途のもの (その用途又は規模の特殊性により法第 43 条第 3 項の条例で制限が付加されているものを除く。)</u> に限る。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること。</li> <li>② 当該道を建築基準法の道路と見なしたとき、建築基準法の規定を満たす建築物であること。</li> <li>③ 省令第 10 条の 4 の 2 第 2 項に定める承諾を受けていること。 (申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者並びに当該道を省令第 10 条の 3 第 1 項第 2 号及び同条第 2 項において準用する政令第 144 条の 4 第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾を受けていること。</li> <li>④ 省令第 10 条の 3 第 3 項に定める建築物 <u>(その用途又は規模の特殊性により法第 43 条第 3 項の条例で制限が付加されているものを除く。)</u> の用途及び規模に関する基準を満たすこと。(延べ面積 (同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計) が <u>500 平方メートル以内、かつ、用途が一戸建ての住宅、長屋又は法別表第二 (い) 項第二号に掲げる用途のもの</u> であること。)</li> </ol>	<p>延べ面積の合計)が <u>200 平方メートル以内の一戸建ての住宅</u> であること。)</p> <p>【基準 2】敷地が、建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。) 第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合する道 (幅員 4 メートル以上のものに限る) に 2 メートル以上接する場合 (※ただし、延べ面積 (同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計) が <u>200 m<sup>2</sup>以内、かつ、一戸建ての住宅のもの</u> に限る。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること。</li> <li>② 当該道を建築基準法の道路と見なしたとき、建築基準法の規定を満たす建築物であること。</li> <li>③ 省令第 10 条の 4 の 2 第 2 項に定める承諾を受けていること。 (申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者並びに当該道を省令第 10 条の 3 第 1 項第 2 号及び同条第 2 項において準用する政令第 144 条の 4 第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾を受けていること。</li> <li>④ 省令第 10 条の 3 第 3 項に定める建築物 _____ の用途及び規模に関する基準を満たすこと。(延べ面積 (同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計) が <u>200 平方メートル以内の一戸建ての住宅</u> であること。)</li> </ol>

改正後	改正前
<p>2 申請書に添付する図書又は書面について (略)</p> <p>3 提出部数について (略)</p> <p>4 様式集 (略)</p> <p>附則 (施行期日) この基準は平成 30 年 10 月 19 日から実施する。 <u>(施行期日) この基準は令和 5 年 12 月 13 日から施行する。</u></p>	<p>2 申請書に添付する図書又は書面について (略)</p> <p>3 提出部数について (略)</p> <p>4 様式集 (略)</p> <p>附則 (施行期日) この基準は平成 30 年 10 月 19 日から実施する。</p>